

	9	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金	109,525	-	-	
	10	農産物マーケティング推進事業費補助金	10,549	15,145	17,883	※
	11	とちぎブランド農産物等輸出促進事業費補助金	2,704	3,020	3,894	※
	12	卸売市場施設災害復旧事業費補助金	1,603	-	-	
	13	食品流通等対策事業費補助金	4,085	4,306	4,064	※
	14	県産農産物等需要創出促進事業補助金	2,707	-	-	※
	15	地域放射性物質分析事業費補助金	10,971	-	-	
	経済流通課 計		282,406	179,494	197,238	
経営技術課	1	経営安定対策支援事業費補助金	2,000	3,700	3,700	※
	2	農地確保・利用支援事業費補助金	-	-	568	
	3	地域農業担い手組織育成事業費補助金	2,147	1,535	-	※
	4	とちぎの集落営農確立支援事業費補助金	-	-	2,376	※
	5	人と農地再編支援事業費補助金	-	-	2,832	※
	6	農地保有合理化促進対策費補助金	31,555	36,272	46,922	
	7	市町村農業公社等組織体制強化促進事業費補助金	-	-	2,362	
	8	農地利用集積円滑化事業費補助金	-	83,231	-	
	9	経営体育成整備事業費補助金	-	50,705	0	
	10	農業雇用確保緊急対策事業費補助金	-	3,756	26,431	※
	11	農業後継者育成基金助成事業費補助金	-	-	3,349	※
	12	意欲ある新規就農者の確保育成事業費補助金	6,191	6,491	7,668	※
	13	農業者組織活動強化支援事業費補助金	4,584	4,628	5,307	※
	14	農業者組織研究実践活動助長費補助金	-	800	1,600	※
	15	とちぎの遊休農地対策事業費補助金	-	1,338	2,489	
	16	農業適正使用指導強化緊急対策事業費補助金	7,500	7,500	7,500	
	17	I P M実践産地支援事業費補助金	7,814	-	-	
	18	先進的営農支援交付金	25,500	-	-	※
	19	G A P実践産地支援事業	4,256	1,872	-	
	20	放射性物質吸収抑制対策支援事業	93,704	-	-	
	経営技術課 計		185,251	201,829	113,104	
生産振興課	1	食と農の新プロジェクト形成支援事業費補助金	-	6,523	9,357	※
	2	需要対応型園芸産地育成事業費補助金	-	51,423	55,693	※
	3	園芸産地総合戦略支援事業費補助金	25,596	-	-	※

4	果樹新品種普及促進事業費補助金	107	125	165	※	
5	強い農業づくり事業費補助金	52,000	999,354	223,057		
6	水田経営とちぎモデル条件整備事業費補助金	51,705	-	-	※	
7	戦略作物産地形成推進事業費補助金	1,731	-	-	※	
8	水田農業構造改革推進事業費補助金	-	25,198	26,183	※	
9	農業団体等需給調整推進事業費補助金	13,554	14,685	128,740		
10	農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金	257,992	-	-		
11	米麦改良事業費補助金	4,962	5,020	5,298	※	
12	園芸生産組織強化対策事業費補助金	920	1,000	1,750	※	
13	野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業費補助金	-	38,041	35,396	※	
14	青果物生産安定互助対策事業費補助金	8,876	13,674	23,470	※	
15	花の消費拡大支援事業費補助金	-	280	400	※	
16	とちぎの花消費拡大推進事業費補助金	600	-	-	※	
17	とちぎの花いきいき魅力アップ事業費補助金	500	-	-	※	
18	特用作物産地活性化対策事業費補助金	700	1,750	2,200	※	
19	カワウ等食害防止総合対策事業費補助金	1,507	987	1,950	※	
20	とちぎの魚プロモート事業費補助金	-	251	600	※	
21	優良種苗生産助成事業費補助金	2,741	3,292	2,924	※	
22	米粉生産製造連携対策事業費補助金	293,955	-	341,082		
23	県産農産物の安全・安心PR事業費補助金	11,143	-	-	※	
24	東日本大震災農業生産対策事業費補助金	70,949	-	-		
生産振興課 計		799,538	1,161,606	858,265		
畜産振興課	1	畜産特別資金利子補給事業補助金	151	315	479	※
	2	栃木県肉用牛肥育経営緊急支援対策事業補助金	127,004	-	-	※
	3	肉豚価格安定事業費補助金	29,963	21,478	22,118	※
	4	県産優良繁殖牛保留強化事業費補助金	1,134	1,501	-	※
	5	力強い酪農経営復興事業費補助金	183,474	-	-	
	6	稲わら等処理緊急対策事業費補助金	109,000	-	-	
	7	家畜共進会事業費補助金	150	150	550	※
	8	栃木県産和牛肥育効率化支援事業費補助金	800	-	-	※
	9	畜産振興促進対策事業補助金	3,400	3,109	3,348	※
	10	草地畜産基盤整備事業費補助金	567,797	509,796	386,477	

	11	総合食糧対策事業費補助金	298	298	298	
	12	養豚衛生管理体制事業費補助金	537	531	875	
	畜産振興課 計		1,023,710	537,179	414,146	
農地整備課	1	団体営調査設計事業費補助金	7,475	9,100	20,345	
	2	農地集団化推進事業費補助金	4,932	13,039	9,579	
	3	県単農業農村整備事業費	256,074	236,991	299,100	※
	4	農業経営高度化支援事業費補助金	129,620	79,615	53,870	
	5	農業経営高度化支援事業費（畑総）補助金	67	225	225	
	6	基盤整備促進事業費（農業用排水）補助金	138,837	69,413	93,888	
	7	基盤整備促進事業費（農道）補助金	125,211	49,377	109,260	
	8	新農業水利システム保全対策事業費補助金	16,396	4,500	28,524	
	9	戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業費補助金	39,403	-	-	
	10	農地・農業用施設災害復旧事業費補助金	600,344	2,790	16,414	
	11	土地改良区育成強化事業費補助金	1,829	-	4,142	
	12	土地改良施設管理費補助金	57,176	60,579	64,282	
	13	土地改良負担金総合償還対策事業費補助金	5,811	6,917	9,299	
	14	国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金	55,177	49,616	100,239	
	15	水土保持対策強化事業費補助金	13,294	12,386	18,052	
	16	農業用水水源地域保全対策事業費補助金	7,270	22,700	15,224	
	17	農業水利施設機能診断事業費補助金	1,000	-	-	※
	農地整備課 計		1,459,917	617,248	842,444	
農政部 補助金 合計			4,495,071	3,505,375	3,897,863	

※は県単独補助金である。

(単位：千円)

課名	負担金名	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度
農政課	1 農林水産技術情報協会負担金	230	230	230
	2 農林水産先端技術産業振興センター負担金	40	40	40
	3 日本経営協会参加負担金	30	30	-
	4 とちぎ“食と農”ふれあいフェア実行委員会負担金	5,000	5,000	5,000
	5 とちぎ地産地消県民運動実行委員会負担金	1,300	1,500	2,000
農政課 計		6,600	6,800	7,270
農村振興課	1 地籍調査事業費負担金	259,101	246,960	262,500
	2 とちぎ“食と農”ふれあいフェア実行委員会負担金	10,000	10,000	10,000
農村振興課 計		269,101	256,960	272,500
経済流通課	1 検査研修負担金 2 件	90	92	90
	2 団体指導研修負担金 2 件	60	63	63
経済流通課 計		151	155	153
経営技術課	1 会議等参加負担金	35	73	75
	2 農村青少年振興会会費負担金	200	200	200
	3 農業大学校各種団体に対する会費負担金	359	374	943
	4 学生海外派遣研修負担金	-	-	612
	5 農作業安全対策推進協議会負担金	200	200	-
	6 農林水産祭	315	760	855
	7 全国農業改良普及支援協会負担金	429	453	485
	8 水道加入金	1,029	-	-
	9 知的財産権取得推進事業研修参加費	-	188	24
	10 農業試験場各種団体に対する会費負担金	369	249	249
	11 農業試験場会議等出席負担金	367	82	209
	12 栃木県使用済農業生産資材適正処理推進協議会負担金	-	200	200
	13 農業環境指導センター会議等出席負担金	27	26	72
経営技術課 計		3,332	2,807	3,927
生産振興課	1 米政策改革連携推進事業費（県農業再生協議会負担金）	1,000	2,000	3,000
	2 全県フラワーパーク化運動推進事業費	-	2,600	3,200
	3 とちぎ花フェスタ開催事業費	1,700	-	-

	4	関東東海花の展覧会開催事業費	1,100	-	-
	5	社団法人日本水産資源保護協会負担金	240	240	240
	6	全国内水面漁場管理委員会連合会負担金	140	140	140
		生産振興課 計	4,180	4,980	6,580
畜産振興課	1	草地畜産基盤整備事業費負担金	16,054	6,788	0
	2	堆肥流通利用促進協議会負担金	300	300	300
	3	講習会参加者負担金	319	337	388
		畜産振興課 計	16,673	7,426	688
農地整備課	1	土地改良施設管理費負担金 (土地改良施設維持管理適正化事業費負担金)	1,124	979	1,102
	2	土地改良施設管理費負担金 (施設改善対策事業費負担金)	280	672	1,009
	3	深山・板室ダム管理事業費負担金 (併任職員給与等)	21,878	20,941	21,442
	4	深山・板室ダム管理事業費負担金 (高館山無線中継局維持管理負担金)	12	252	11
	5	深山・板室ダム管理事業費負担金 (講習会参加者負担金)	-	149	-
	6	基幹水利施設管理事業費負担金	859	782	1,401
	7	国営造成施設管理体制整備促進事業費負担金	216	216	223
		農地整備課 計	24,372	23,995	25,192
		農政部 負担金 合計	324,410	303,124	316,310

(単位：千円)

課名	交付金名	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度
農政課	農業委員会交付金	113,428	115,394	114,930
	農業経営基盤強化事業事務取扱交付金	4,700	4,700	4,700
	農政課 計	118,128	120,094	119,630
農村振興課	中山間地域等直接支払交付金	177,441	174,044	167,798
	農村振興課 計	177,441	174,044	167,798
経済流通課	農業改良資金県貸付金取扱事務交付金	63	84	207
	就農施設等資金県貸付金取扱事務交付金	1,155	1,745	1,319
	経済流通課 計	1,219	1,829	1,526
経営技術課		-	-	-
生産振興課		-	-	-
畜産振興課		-	-	-
農地整備課		-	-	-
農政部 交付金 合計		296,788	295,968	288,954

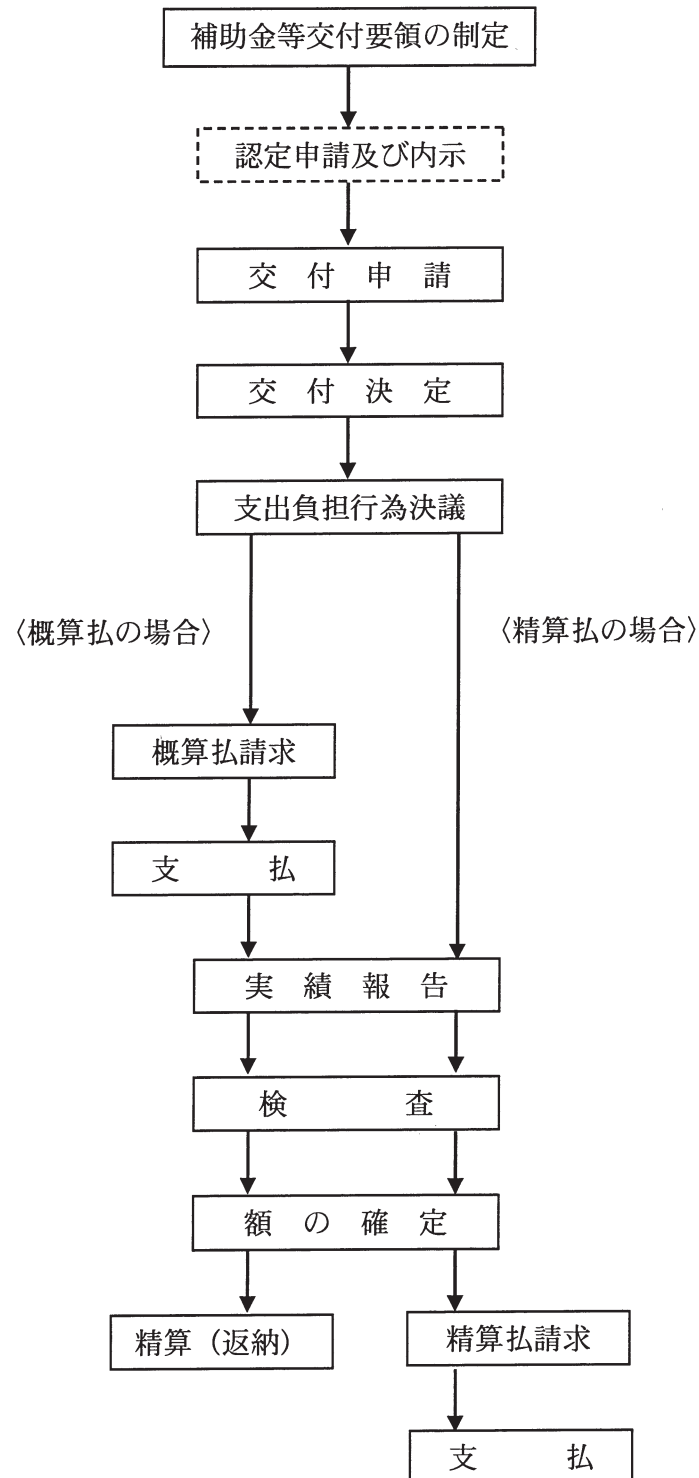
※

※

※は県単独交付金である。

(4) 交付手続

補助金等の基本的な交付事務の流れは以下のとおりである。



3. 貸付金

農業に関連する貸付は以下の「制度金融」の中で行われている。

(1) 制度金融の概要

①意味

農業に対する金融は、農協系統金融機関をはじめとする民間金融機関及び日本政策金融公庫等政府系金融機関により担われている。

このうち、法律、政令、規則、条例等に基づき、その政策目的を遂行するため、国又は地方公共団体が財政資金を融資したり、民間金融機関の貸し出しに対して利子補給等を行う一連の政策金融を「制度金融」と総称している。

また、農業者の信用力を補完し、資金の融通を円滑にするため、国や地方公共団体等の助成を受けて行われる債務保証制度（栃木県農業信用基金協会）も、広義の制度金融の範ちゅうに入る。

②役割

農業は、自然条件に左右される豊凶変動、また、それに伴う農作物の価格変動といったリスク性、経営規模が一般に零細であることによる低収益、信用力の脆弱性、さらに、投資の回収期間の長期性等から一般金融には乗り難い性格を有している。

そこで、これらを補完し、農業施策の推進上、必要な事業に対し資金の供給を行うために設けられているのが制度金融であり、補助事業等と並ぶ有力な政策誘導手段となっている。

また、制度金融は、補助事業等に比べ、行政の介入度合いが低く農業者の自主性をより生かした誘導を図ることができること、利子補給を行うものは後年度に財政負担が及ぶものの、補助金に比べ初期の財政負担が小さく、助成対象数を拡大することができること等の優れた特徴を有している。

③特性

制度金融は、個別農業経営の近代化のための投資等、私的資本形成の分野で主たる役割を担っているほか、公共性が高く、農業政策の推進上、特に重要性が高い事業等本来、補助事業が対象としている分野において、補助残融資等の形でこれを補完している。

なお、国が行う制度資金としては、農業経営の改善を図るため新しい農業へのチャレンジを目的とした無利子の「農業改良資金」、青年等の就農促進を目的とした無利子の「就農支援資金」がある。

また、政策性が強く一般の金融機関が融資することを困難とするもの等を融資することを目的とした、長期かつ低利の「日本政策金融公庫資金」及び農業経営の近代化を目的として、農協系統等民間金融機関資金を原資とする「農業近代化資金」等がある。

主な農業制度資金の特性

	農業近代化資金	就農支援資金	農業改良資金	日本政策金融公庫資金
原 資	農協系統等資金 (利子補給)	財政資金	財政融資資金等	財政融資資金 財投債・財政機関債等 (利子助成)
融資機関	農協系統金融機関等	都道府県 農協系統金融機関等	日本政策金融公庫	日本政策金融公庫
貸付条件	中 長 期 低 利 (一部無利子)	中 期 無 利 子	中 短 期 無 利 子	長 期 低 利 (一部無利子)
主な対象 事業等	担い手が農業経営の 改善を図るための機 械・施設、運転資金 等	青年等が就農するた めに必要な研修、準 備及び経営開始する のに必要な機械、施 設等	担い手が農業経営の 改善を目的として新 たな取組にチャレン ジするために必要な 機械・施設、運転資 金等	農業基盤整備、農業経 営構造改善等、政策性 の強いもの
根拠法	昭和36年 農業近代化資金融通 法	平成7年 青年等の就農促進の ための資金の貸付け 等に関する特別措置 法	昭和31年 農業改良資金融通法	平成19年 株式会社日本政策金 融公庫法

④制度資金の金利

- ・農業近代化資金（基準金利、貸付金利）は、一般経済金融情勢の変化等を総合的に勘案して決定されている。
- ・日本政策金融公庫の金利は、財投改革に伴い、平成13年度から、政府系金融機関等の統一的な調達金利であった財投金利がなくなり、借入期間等によって金利が異なるなど市場連動性の高い新たな財政融資資金が導入された。

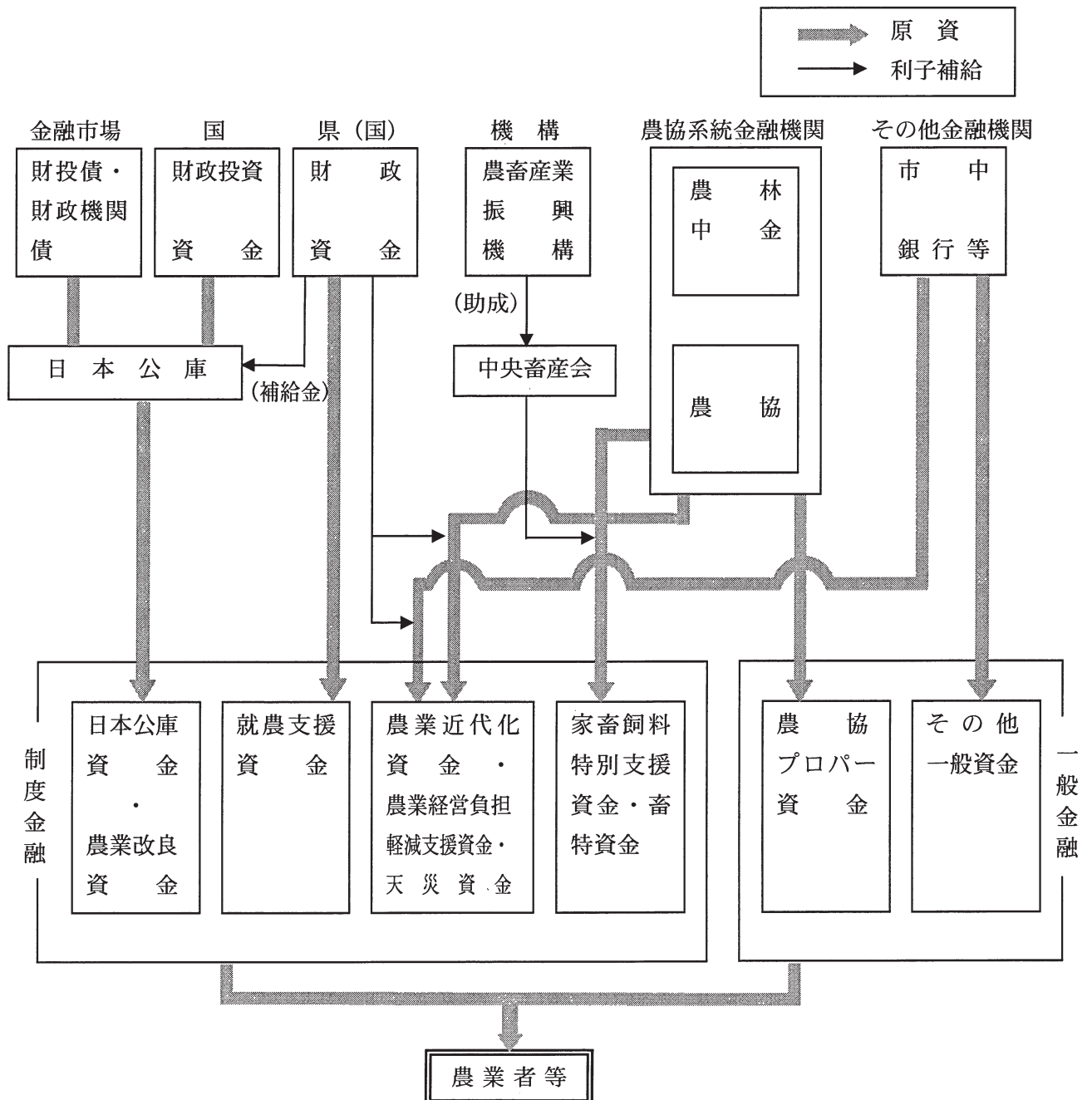
⑤農業金融の体系

農業に対する金融は、

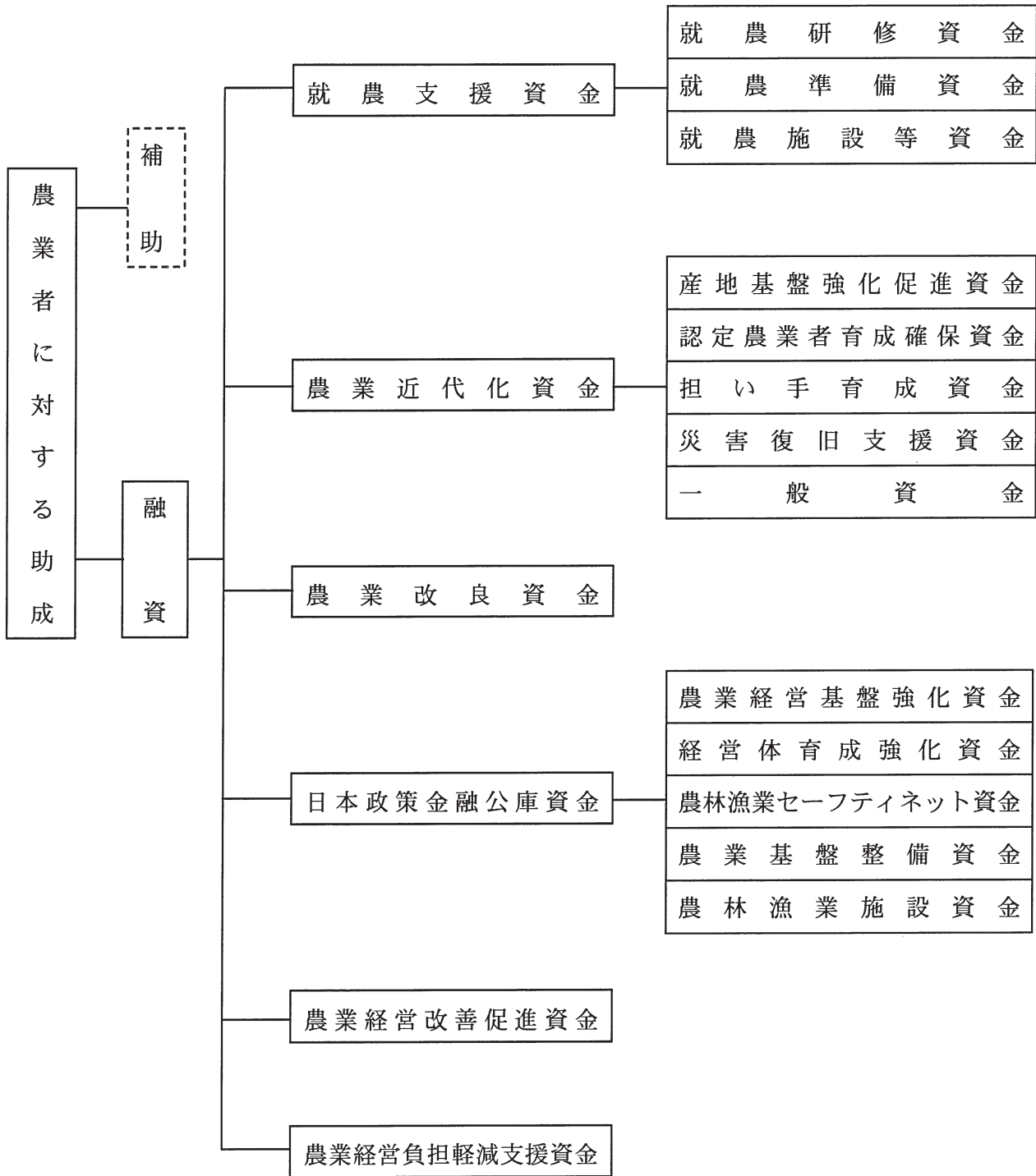
- ・ 財政融資資金等を原資とするもの（政策公庫資金）
- ・ 国、県等の財政資金を原資とするもの（就農支援資金）
- ・ 農協系統資金等民間資金を原資として、これに利子補給を行うもの（農業近代化資金等）
- ・ 農協系統資金等民間プロパー資金

に大別され、このうち、前三者を「制度金融」と総称している。

制度金融の体系



⑥栃木県における融資制度



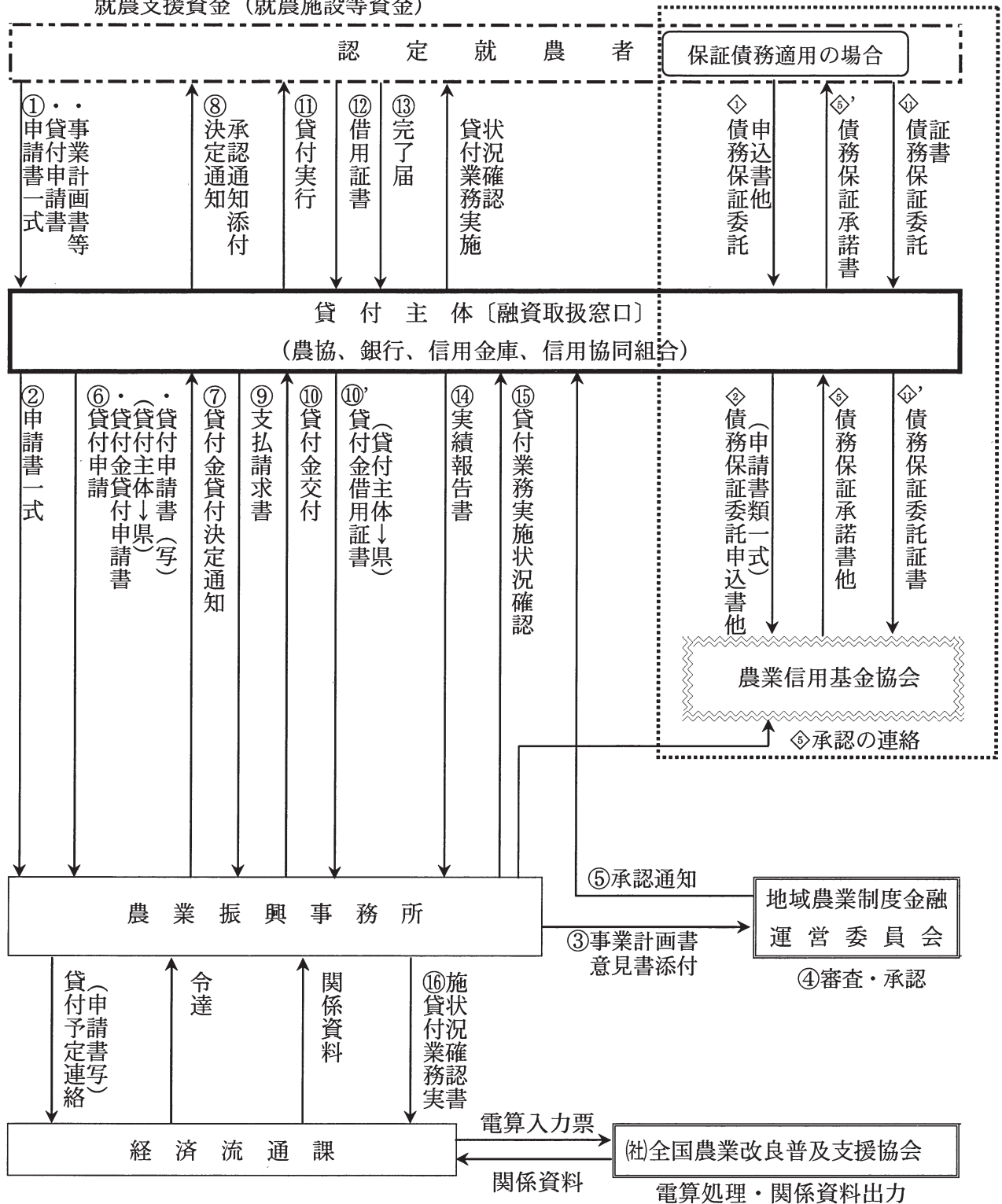
⑦貸付金一覧表

(単位：千円)

課名	貸付金名	平成 23 年度末残高	平成 22 年度末残高	平成 21 年度末残高
農政課		-	-	-
農村振興課		-	-	-
経済流通課	農業改良資金貸付金	117,421	209,454	336,274
	就農支援資金貸付金	1,106,425	1,117,843	1,124,054
	経済流通課 計	1,223,846	1,327,297	1,460,328
経営技術課		-	-	-
生産振興課	水産振興資金預託事業費貸付金	-	-	-
畜産振興課		-	-	-
農地整備課		-	-	-
農政部 貸付金 合計		1,223,846	1,327,297	1,460,328

(2) 貸付手続 (融資機関貸付の場合)

就農支援資金 (就農施設等資金)



Ⅲ 監査の結果

1. 補助金

(1) 農政課

① 栃木県農業会議補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

栃木県農業会議の会議員手当、職員給与、法定福利費、退職給与積立金、総会費、運営事務費に対する助成である。

(ii) 交付先

栃木県農業会議

なお、農業会議とは「農業委員会等に関する法律（農業委員会法）」に基づく都道府県の認可法人である。原則として、市町村農業委員会の会長が会議員になり、その会議員と農業団体の代表、学識経験者等の会議員で構成されている。

本県の農業会議員数は49名であり、事務局として9名の職員がいる。

(iii) 交付金額

48,761千円

ii 検出事項

特になし。

② 農地制度実施円滑化事業費補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

- ・農地法に基づく事務の適正実施のための支援に関する経費
 - ・農地の有効利用を図るための支援に関する経費
 - ・広域的な農地利用調整活動への支援に関する経費
- に対する補助金である。

(ii) 交付先

栃木県農業会議及び各市町の農業委員会

(iii) 交付金額

19,512 千円（うち農業会議分 8,643 千円、市町分 10,869 千円）

ii 検出事項

特になし。

③とちぎの食育・地産地消総合推進事業費補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

学校給食における米食給食（米飯・米粉パン）の回数増大への支援に対する補助金である。具体的には、完全給食を行う市町及び私立小中学校を補助対象者とし、週 3 回を超えた米食給食の取組に対し、小麦パンとの差額の 2 分の 1 として、児童・生徒 1 食当たり米飯 8.5 円、米粉パン 11.42 円を補助する。また補助対象とする取組期間としては、「食育・地産地消ウイーク」を年間 6 週以上設定し、1 補助対象者への助成は 1 年を限度としている。

(ii) 交付先

とちぎ地産地消県民運動実行委員会

(iii) 交付金額

1,071 千円

なお同額の負担金が、JA（農協）グループからも交付されている。

ii 検出事項

特になし。

④食と農の理解促進事業費補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

とちぎアグリプラザ（以下「アグリプラザ」という。）内の食と農の交流室等の管理運営に対する助成である。具体的には人件費及び管理諸費である。

(ii) 交付先

公益財団法人栃木県農業振興公社（以下「農業振興公社」という。）

なお、アグリプラザの概要は以下のとおりである。

所在地：宇都宮市一の沢 2 丁目 2 番 13 号

開館時間：午前 9 時から午後 5 時まで

休館日：土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日

施設概要：延床面積 1,804.72 m²

- ・食と農の交流室（展示コーナー、閲覧コーナー、相談コーナー）
- ・交流ラウンジ
- ・調理室
- ・団体交流室
- ・研修室
- ・共用会議室
- ・多目的研修室

建物については、農業振興公社、社団法人栃木県食品産業協会、栃木県農業会議及び栃木県農業者懇談会の 4 団体が入居している。

(iii) 交付金額

19,591 千円

ii 効果

アグリプラザを拠点とし、食と農に関する相談・講座開設・情報提供等を行うことにより多くの県民に対し、食の大切さや食を支える農の役割を伝え、食と農の理解を促進する。

平成 23 年度の利用者数は 18,186 名である。（うち、食と農の交流室は 3,830 名である）

iii 検出事項

- ・実績報告書等の不正確な記載（指摘事項）

補助金の内訳として農業振興公社職員の人件費が含まれているが、実績報告書等には農業振興公社の農政対策部長の人件費の全額が、また間接人件費として農業振興公社の事務局長の人件費の全額が記載されていた。

組織図によれば、農政対策部長の職務としては本事業以外にも農村振興支援があり、当該農政対策部長は担い手支援部長も兼務していることから、農政対策部長の人件費の全額を本事業の補助対象として補助金を支出することは適切ではない。また、事務局長の職務は、本事業のみならずすべての事業に係るものであるから、事務局長の人件費の全額を本事業の補助対象として補助金を支出することも適切ではない。

この点について、実態としては農政対策部長と事務局長以外の職員も本事業に関わる職務を遂行しており、それらに係る人件費も本事業の補助対象に該当することから、補助金の金額自体は適切であるとのことであった。

実績報告書等の記載に際しては、農政対策部長と事務局長のみならず本事業に関わるすべての職員について、職務に係る時間数の割合などに応じて、本事業に係る人件費を按分計算

し、その結果を実績報告書等に記載すべきである。

⑤アグリフードビジネス支援事業費

i 事業の概要

(i) 事業の内容

農産物の生産（1次産業）に加え、付加価値を高める加工や製造（2次産業）、新たな販売・サービス（3次産業）による販路開拓などの取組により、農業経営を多角化し、収益力を高めるため、生産者組織等が行う6次産業化に向けた公募提案型の事業に対する補助金である。

公募の対象者は、農業生産組織もしくは農業生産法人である。また採択要件として、「事業実施主体が自ら、6次産業化に関する『事業目標』を定め、その目標に基づく取組であること」及び「この事業の取組により既存の売上が5年後には10%以上アップするか、もしくは新たな部門の売上が5年後には200万円以上になること」のいずれかの効果が見込まれることが要求される。

応募事業の選考については、関係機関及び外部有識者からなる審査会を開催し、事業内容が6次産業化の取組として、「実現性」や「地域への波及効果」などが期待できるかを含めて、総合的に判断することとなっている。

平成23年度については、7団体から応募があり、そのうち下記5団体の事業が採択された。

(ii) 交付先

有限会社花農場あわの（鹿沼市）
農事組合法人そばの里まぎの（茂木町）
さかがわ協議会（茂木町）
企業組合農産物加工研究所麦笛のみち（栃木市）
有限会社いちごの里湯本農園（小山市）
上記のうち、交付金額の上位1件を抽出して検証した。

(iii) 交付金額

5,729千円

ii 効果

農業生産組織等が行う、農産物の生産に加えて、付加価値を高める加工や新たな販売戦略による販路開拓などの取組を支援し、農業の6次産業化モデルを育成する。

iii 検出事項

・補助金の採択要件（意見）

本補助金の採択要件に関して、数値基準としては「既存の売上が5年後には10%以上ア

ップする」か、もしくは「新たな部門の売上高が5年後には200万円以上になる」こととなっている。しかしながら、いくら売上高の絶対値が増加しても、利益が伴わないのでは事業として継続し、6次産業化していくことは困難である。「収益力を高める」（公募のお知らせのパンフレットより）ためには、売上高のみでなく利益の絶対額や売上高利益率についても採択基準に加えることも検討すべきである。

⑥農漁業災害対策特別措置費

i 事業の概要

(i) 事業の内容

気象災害により被害を受けた農漁業者に対する、農産物等の生産を維持増進するための助成措置で、具体的には、病虫害防除用農薬購入費や代替作付用種苗購入費等に対する補助金等である。

(ii) 交付先

指定を受けた市町

具体的には、上三川町、鹿沼市、真岡市、益子町、茂木町、芳賀町、市貝町の7市町
上記のうち芳賀町を抽出して検証した。

(iii) 交付金額

2,266千円

ii 検出事項

特になし。

(2) 農村振興課

①団体営農村振興総合整備事業費補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

農村の総合的な振興を図るため、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤や農村生活環境の整備を総合的に実施し、活力と個性ある地域づくりを推進する補助金である。具体的には農業用排水施設、農道、集落防災安全施設、生態系保全施設等の整備を行うために用いられる。

(ii) 交付先

下野市（下野市東部地区）

那須塩原市（鍋掛地区）

上記のうち那須塩原市鍋掛地区を抽出して検証した。

(iii) 交付金額

71,190 千円

ii 検出事項

・事業途中における効果の検証（指摘事項）

抽出した事業は、平成 19 年度から平成 25 年度までの 7 年度に及ぶ事業であるが、その間途中で効果の検証が全く行われていない。

県公共事業においては、「栃木県公共事業評価委員会」を設置し、事前評価、事後評価及び再評価（事業中評価）を行っており、また、補助事業については国の「農業農村整備事業等補助事業評価」により事後評価、再評価を行っている。これらの中で再評価（事業中評価）については、原則として事業期間 10 年以上の長期化した事業に対して、事業推進の必要性や妥当性等を評価することが事業評価の実施要領に規定されている。

数年で政権が交代するなど、これだけ環境が変化している中で、7 年度もの長期間に及ぶ事業を行うのであれば、その途中で一度効果を検証し、環境の変化も考慮した上で、事業の再検討を行うべきである。

②農業集落排水事業費補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

農業集落排水施設の長寿命化、ライフサイクルコストの低減化を図るため、施設機能診断の実施及び最適整備構想の策定に要する経費を助成する補助金である。

(ii) 交付先

壬生町

(iii) 交付金額

12,850 千円

ii 検出事項

特になし。

③農地・水保全管理支払事業費補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

非農業者を含めた地域住民等の共同による農地・農業用水等の適切な保全管理活動に対して支援する補助金であり、共同活動支援交付金、向上活動支援交付金及び管理支払推進交付金の3つに分かれている。

共同活動支援交付金は、多様な主体が参画し市町村と協定を締結した活動組織を支援対象とするもので、当該活動組織が地域共同で行う農地、水路等の資源の日常の管理や農村環境の向上に資する活動を支援するための補助金である。具体的には、水路の泥上げや農道脇への花の植栽等の活動が挙げられる。

向上活動支援交付金は、集落を農地・農業用水等の資源の保全管理活動を行う主体として位置づけ、水路、農道路肩、ため池の補修や、農道舗装の更新等、施設の長寿命化のための活動を支援するための補助金である。

管理支払推進交付金は、上記交付金を支給するためのいわゆる事務費として市町村に交付されるものである。

(ii) 交付先

共同活動支援交付金：378 組織

向上活動支援交付金：109 組織

管理支払推進交付金：市町

上記のうち管理支払推進交付金につき、大田原市、那須塩原市、那須町を抽出して検証した。

(iii) 交付金額

共同活動支援交付金：300,430 千円

向上活動支援交付金 66,586 千円

管理支払推進交付金：6,172千円

ii 検出事項

特になし。

④再生可能エネルギー施設導入支援事業費補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

再生可能エネルギーの利活用を促進するため、農山村地域における小水力発電利活用の研究等を実施するための補助金である。

(ii) 交付先

栃木市

栃木市皆川城内町における概略設計支援（農業用調整池に太陽光パネルを設置し揚水機場の電力として使用するための調査の実施）で、事業主体は栃木市西部土地改良区である。

(iii) 交付金額

1,638千円

ii 検出事項

特になし。

⑤鳥獣被害防止総合対策事業費補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

鳥獣による農作物被害を防ぐため、市町村が作成する「鳥獣被害防止計画」に基づく被害防止の取組を支援する補助金である。捕獲機材の導入や生息状況調査等を支援する推進交付金と、鳥獣被害防止施設等の整備を支援する整備交付金の二つに分かれている。

具体的な事業内容としては、前者は地域ぐるみの被害防止活動（例えば、捕獲機材の導入、犬を利用した追い払い、放任果樹の除去など）や先進的な被害防止対策（例えば、発信器を活用した生息調査、誘導捕獲柵わな、大規模緩衝帯など）といったいわゆるソフト対策であり、後者は侵入防止柵等の被害防止施設、捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設、焼却施設等といったいわゆるハード対策である。

(ii) 交付先

鹿沼市野生鳥獣対策協議会

西方町野生鳥獣対策連絡協議会
益子町イノシシ被害対策協議会
茂木町鳥獣害対策協議会
栃木市野生鳥獣被害対策連絡協議会
那珂川町鳥獣害防止対策協議会
塩谷町野生鳥獣対策協議会
那須塩原市野生鳥獣被害対策協議会
那須町地域担い手育成総合支援協議会
佐野市有害鳥獣被害対策協議会
足利北部イノシシ対策連絡協議会
整備交付金のうち、西方町野生鳥獣対策連絡協議会を抽出して検証した。

(iii) 交付金額

推進交付金：12,040 千円
整備交付金：45,101 千円

ii 検出事項

特になし。

⑥都市農村交流施設活性化推進員設置費補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

公益財団法人栃木県農業振興公社（以下「農業振興公社」という。）が、都市農村交流施設活性化推進員を設置し、地域活性化とともに都市農村交流に大きな役割を果たしてきている農産物直売所や農村レストラン等の都市農村交流施設について、それらが消費者から継続して信頼され、さらに地域活動拠点として自立して活躍できるための支援を行うとともに、情報提供を促進し、都市農村交流の推進を図るための事業に対する補助金である。

(ii) 交付先

農業振興公社

(iii) 交付金額

5,057 千円

ii 検出事項

・不適切な確認検査（指摘事項）

収支精算書に添付されている推進費・事務費・支出等の状況には、支援活動費としてサーバリース料やカラー複合機リース料をはじめとする使用料・賃借料が記載されている。毎月発生すると思われるこれら支出について、支出日付が毎月記載していないことについて質問したところ、公社全体で共通して発生する経費を按分したものであるとのことであった。経費を按分したのであれば、これらの支出については按分計算表を添付すべきであり、記載方法が不適切である。

県による確認検査上も、この記載方法に関する指摘は行われておらず、確認検査の方法が不適切であったと言わざるを得ない。

⑦経営構造対策推進事業費補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

農業振興公社が実施する経営構造対策推進事業に対する事業費の補助であり、具体的には、推進協議会の開催、評価活動の支援、情報収集及び提供、経営確立指導調査、経営構造改革等の点検評価、評価手法研修会に開催などに係る人件費や諸経費に対する補助金である。

(ii) 交付先

農業振興公社

(iii) 交付金額

7,782 千円

ii 検出事項

・実績報告書等の不正確な記載（指摘事項）

補助金の内訳として農業振興公社職員の人件費が含まれているが、実績報告書等には本事業の担当職員2名の人件費の全額が記載されていた。

組織図によれば、当該担当職員は、その職務として本事業のみならず他の事業も担当していることから、人件費の全額を本事業の補助対象として補助金を支出することは適切ではない。

この点について、実態としては上記2名以外の職員も本事業に関わる職務を遂行しており、それらに係る人件費も本事業の補助対象に該当することから、補助金の金額自体は適切であるとのことであった。

実績報告書等の記載に際しては、本事業に関わるすべての職員について、職務に係る時間数の割合などに応じて、本事業に係る人件費を按分計算し、その結果を実績報告書等に記載すべきである。

・関連性の希薄な支出（指摘事項）

補助金支出一覧の中に、報償費として写真コンテスト副賞のクオカード 158 千円及び印刷製本費として展示用パンフレット 63 千円が含まれていた。これらはいずれも公社の事業として行った「第 18 回美しいとちぎのむら写真コンテスト」に係る支出であるとのことであったが、本事業との関連性が極めて希薄であることから、このような支出を補助対象として補助金を支出することは不適切である。

・不適切な確認検査（指摘事項）

補助金支出一覧の中に通信運搬費として電話料が含まれていたが、摘要に記載されていたのは 10 月分及び 11 月分のみであった。他の月の分については、これらの 2 か月分に含めて記載しているとのことであるが、支出年月日も記載されていることから、記載方法が不適切である。たとえ内訳の数が多くなったとしても、きちんと支出日ごとに支出した金額を記載すべきである。

県による確認検査上も、この記載方法に関する指摘は行われておらず、確認検査の方法が不適切であったと言わざるを得ない。

・点検評価の期限（意見）

当該事業の内容の一つとして、点検評価がある。これは過去に国の補助金を受けて建設された施設のうち、成果目標未達成の施設について、関係機関と連携して、要因分析を行うため施設等の利活用状況を把握し、目標の達成を図る経営改善方策の検討、指導助言を行うものである。この点検評価については、いつまで行うかという期限が明示されていないことから、目標が達成されなければ永久に続けることになってしまう可能性がある。期限を区切って点検評価を行い、それでもなお成果目標未達成であれば見切りをつけることも必要ではないかと思われる。

⑧山村振興対策事業費補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

農林業の活性化を図るため、歴史・伝統文化・自然環境等地域固有の特性を生かした交流施設等の整備により、活力のある地域づくりを支援するための補助金である。具体的には、地域資源活用交流促進施設としてのつり橋の建設や農林水産物処理加工施設の建屋の建設及び備品の購入等のために用いられる。

(ii) 交付先

那須塩原市（板室地区）

茂木町（須藤地区及び林地区）

上記のうち茂木町の2地区（須藤地区及び林地区）を抽出して検証した。

(iii) 交付金額

93,000 千円

ii 検出事項

特になし。

⑨美しい田園風景協働保全支援事業費補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

「とちぎのふるさと田園百選」に認定された地域や集落機能の低下、耕作放棄地の拡大が懸念される地域に対し、都市住民・企業・大学等の多様な参画を得ながら地域資源（“地域のお宝”）を保全・活用する活動を支援するための補助金である。

(ii) 交付先

足利・名草ふるさと自然塾運営協議会（足利市）

芳那の水晶湖ふれあいの郷協議会（市貝町）

蔵井自治会（栃木市）

宮町自治会（栃木市）

上記のうち足利・名草ふるさと自然塾運営協議会（足利市）を抽出して検証した。

(iii) 交付金額

1,467 千円

ii 効果

「とちぎのふるさと田園百選」認定地域等において、多様な主体の参画による地域資源の保全活動を支援するとともに、ホームページや地域メディアを通じて広く県民に情報を発信し、栃木県の誇れる“ふるさと田園百景”を百年後にも継承する。

iii 検出事項

・補助金の重複受給の可能性（意見）

今年度の活動計画の中にあるイベントにつき、昨年度、環境森林部に対して包括外部監査を実施した際、同部からも当該団体の同じイベントに対して補助金が交付されていた。具体的には、木の良さ普及啓発事業（「名草フラワーフェスティバル」における木工教室）に対して、36千円の補助金が交付されていた。同フェスティバルは、今年度は台風の影響で中止さ

れたとのことであるが、同じイベントが県の別の補助金の対象となっており、二重に補助金の対象となる可能性があるため十分に確認する必要がある。

・補助金支出の必要性（意見）

当該補助金は1年度限り（1度だけ）であるが、今回抽出した団体では、前年度及び次年度とも、市からの補助金と団体の資金のみで運営している。このような団体に対して、果たして1年度限りの補助金を交付する意味があるのか疑問である。

⑩活力ある中山間地域づくり事業費補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

中山間地域の活性化を図るため、健全な農業生産活動の維持による耕作放棄地の抑制や多様な地域活動による資源の保全に必要な施設、機械の整備等を支援するための補助金である。

(ii) 交付先

那珂川町そば生産組合（那珂川町馬頭地区）

那須・雲岩寺 T&A 組合（大田原市雲岩寺地区）

御神楽町営農組合（佐野市御神楽町地区）

上記のうち那珂川町そば生産組合を抽出して検証した。

(iii) 交付金額

5,505 千円

ii 効果

耕作放棄地の発生が予想される地域や発生している地域において、多様な地域活動等の展開と併せ、必要な施設の整備を行うことにより、耕作放棄地の農地への復旧や地域活性化を図り、農用地や周辺施設の荒廃を防ぐ。

iii 検出事項

・同一フォーマットの見積書（意見）

団体から機械購入の見積書を入手しているが、そのうち農協ともう一業者の見積書が全く同じフォーマットである。どのような経緯かは不明であるが、極めて不自然である。

・最終落札者からの融資（意見）

最終落札者は農協であるが、その農協から機械購入資金の融資を受けている。農業者が農

協から融資を受けることは一般的であり、また購入手続きが融資と別個に行われ、その結果として農協が落札したものであったとしても、購入資金の融資を前提に最終落札者を決定したという誤解を、納税者である県民から受ける可能性が残るものと思われる。

⑩中山間地域グラウンドワーク活動等支援事業費補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

中山間地域におけるグラウンドワーク活動をはじめとした多様な地域住民活動の取り組みを支援する補助金である。

なお、グラウンドワーク活動の定義は、以下とおりである。中山間地域では、過疎化、高齢化等の進行から地域の活力が低下してきており、農地や土地改良施設の維持管理が困難な状況になりつつあるところ、これらの施設が有する多面的機能等を良好に発揮させるための保全対策と併せて行う、農地の保全・復旧活動等の普及・啓発、更には都市住民等に対する理解促進及びボランティア活動等の地域住民活動をいう。

具体的には、彼岸花鑑賞会や都市住民交流会（カカシコンクール）等、地域資源を活用した各種交流活動や桜並木、彼岸花群生地の整備等の景観保全整備、休憩施設（あずまや）や水路の整備、獣害防止ネットの設置等の活動である。

(ii) 交付先

鹿沼市（粟野地区）

茂木町（飯野南地区、九石地区、山内戸越地区、山内甲地区）

塩谷町（道谷原地区）

上記の茂木町の4地区（飯野南地区、九石地区、山内戸越地区、山内甲地区）を抽出して検証した。

(iii) 交付金額

3,535千円

ii 効果

中山間地域等において地域資源を活かした継続的な地域住民活動を支援し、中山間地域の活性化を図ることにより、土地改良施設や周辺農用地を保全する。

iii 検出事項

特になし。

⑫経営構造対策関連施設等災害復旧補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

過去に経営構造対策事業等で整備した施設における、東日本大震災被災施設の改修の補助金である。

(ii) 交付先

高根沢町

元気あっぷむら本館（食の健康拠点施設）、宿泊施設（ひばり）及び地域食材供給施設（あやめ）の修繕

(iii) 交付金額

14,051千円

ii 検出事項

特になし。

(3) 経済流通課

①農業近代化資金利子補給金

i 事業の概要

(i) 農業近代化資金の内容

(ア) 意義

農業近代化資金とは、農業近代化資金融通法第2条第3項に規定する農業近代化資金をいい、農業者の段階的な経営発展を促進するために必要な資金について、長期かつ低利な資金として融通されるよう、金融機関に対し県（及び市町）が利子補給を行っている資金である。

具体的には、農業者等の経営の近代化に資するため、融資機関が当該農業者等に対して貸し付ける資金（畜舎、果樹棚、農機具、農業用道路その他の施設の改良、造成、復旧又は取得に要するもの、果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要するもの、乳牛その他の家畜の購入又は育成に要するもの及び農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要するものに限る。）で政令で定めるもののうち、貸付金の合計が政令で定める額以内、償還期限、償還期間及び利率が其々の定めの内であることに該当するものをいう。

(イ) 特徴

農業近代化資金制度には農業信用保証制度が付随しており、利子補給という手段だけでなく信用補完制度への県の関与というルートを通じて補助がなされている。

(ウ) 資金の種類

・産地基盤強化促進資金

認定農業者（農業経営基盤強化促進法に基づいて、自主的に農業経営改善計画を作成し市町村の認定を受けた農業経営者及び農業生産法人）の農業経営改善計画（規模拡大又は新たな出荷形態の取組を内容とする者に限る。）の達成に必要な設備投資等を支援し、産地の基盤強化を促進する。

規模拡大の取組

耕種	規模拡大面積 50a 以上
園芸	規模拡大面積又は新規導入面積が 10a 以上
畜産（酪農）	フリーストール又はフリーバーンの導入に伴う 5 頭以上の増頭 フリーストール：牛をつながずに自由に歩き回れるスペースを持った牛舎の形態 フリーバーン：堆肥の上で牛を飼う牛舎の形態
畜産（肉用牛：肥育）	黒毛和種及び交雑種を 9 頭以上の増頭
畜産（肉用牛：養殖）	黒毛和種を 3 頭以上の増頭

新たな出荷形態の取組

契約出荷

加工販売

地産地消（学校給食、企業食、旅館、飲食店等への食材提供）

利用の制限

貸付限度額（認定農業者育成確保資金及び産地基盤強化促進資金の貸付残高を通算するものとする。）は、次のとおりとする。

個人：1,800万円以内

法人：3,600万円以内

・認定農業者育成確保資金

認定農業者の農業経営改善計画達成に必要な設備投資等を支援し、今後、農業の中核を担う担い手の育成確保を図る。

貸付限度額（認定農業者育成確保資金及び産地基盤強化促進資金の貸付残高を通算するものとする。）は、次のとおりとする。

個人：1,800万円以内

法人：3,600万円以内

・担い手育成資金

新規就農者等が行う施設・機械等の設備投資を支援し、今後農業の中核となる担い手の育成を図る。

貸付対象等は以下のとおりである。

就農後5年以内で、現に主として農業経営に従事しているか、又は従事してなくても将来的にその経営に主として従事することになり、優れた農業経営体へ発展することが期待できる、原則として55歳未満である者（以下「就農後5年以内の新規就農者」という。）が中心となり行う施設・機械等の設備投資や家畜の導入等。

認定農業者又は就農後5年以内の新規就農者が構成員の過半数を占める任意団体が行う施設・機械等の設備投資や家畜の購入等。

特定農業団体（農業経営基盤強化促進法第23条4項の要件に該当する団体）が行う施設・機械等の設備投資や家畜の導入等。

集落営農組織等が農業経営の展開を図るのに必要な施設・機械等の設備投資及び長期運転資金等。

貸付限度額：1,800万円以内

・災害復旧支援資金

災害により被害を受けた農業用施設の復旧、家畜の導入等を支援し、被災した農業者の経営再建に資することを目的とする。

貸付対象者は農業近代化資金の借受資格者のうち、市町長の被害認定を受けた融資対象農業者。

融資対象は農業近代化資金のうち、災害復旧に係るもの。

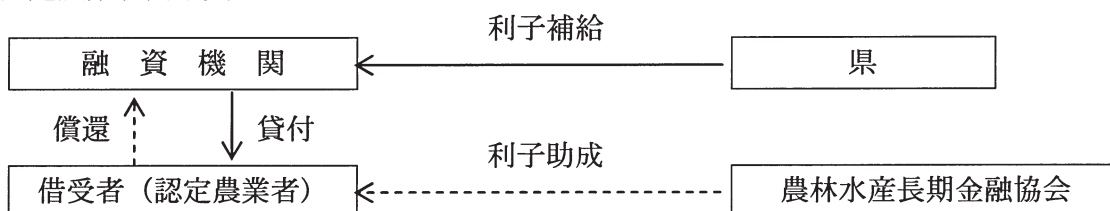
・一般資金

上記の資金以外の資金

(ii) 利子補給の仕組み（平成 24 年 3 月 19 日現在）

政策資金（上乗せ利子補給措置）

認定農業者向け資金

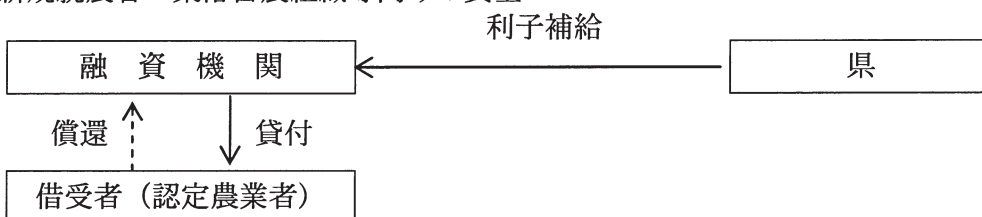


(単位：%)

区 分	基準金利	利子補給率	貸付利率	利子助成率	実質金利
認定農業者育成確保資金	2.55	1.45	1.10	0.15～0.70	0.40～0.95
産地基盤強化促進資金		1.75	0.80	0.15～0.70	0.10～0.65

* 利子助成率は償還期間により異なる

新規就農者・集落営農組織等向けの資金



(単位：%)

区 分	基準金利	利子補給率	貸付利率
担い手育成資金	2.55	1.45	1.10